

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	わかもと製薬株式会社
【英訳名】	WAKAMOTO PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石井 敬志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号
【縦覧に供する場所】	わかもと製薬株式会社 大阪支店 (大阪市東淀川区豊里六丁目29番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

わかもと製薬株式会社の代表取締役社長である石井敬志は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行いました。財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成21年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。当該評価にあたり、当社は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して評価を行いました。

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に当たって、すべての拠点について全社的な内部統制の評価を行い、その評価結果を踏まえて、業務プロセスの評価範囲を決定しました。なお、決算・財務報告に係る業務プロセスについては、全社的な内部統制に準じて、すべての事業拠点について全社的な観点で評価しました。その他の業務プロセスについては、連結ベースでの売上高を基準に重要な事業拠点の選定を踏まえ、金銭的及び質的影響の重要性の観点から、評価範囲を決定しました。この決定に基づいて、わかもと製薬株式会社の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセス並びに、財務報告全体に対する金銭的及び質的影響性の大きい業務プロセスを加えて評価を行いました。

3【評価結果に関する事項】

以上の評価に基づき、当社は、平成21年3月31日時点におけるわかもと製薬株式会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。